

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [割増賃金（時間）](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

### 割増賃金（時間）

会社（使用者）は、法定時間を超えて働いたときや、法定休日に働いたとき、または、午後10時～午前5時までの深夜に働いたときには【割増賃金】を支払う必要があります。割増賃金を支払わない場合には「罰則」があります。

- 法定時間を超えて労働した場合（時間外労働）、原則として通常賃金の25%以上の割増が必要です。
- 法定休日に労働した場合には、通常賃金の35%以上の割増が必要となります。
- 午後10時から午前5時までの深夜に労働した場合には、通常賃金の25%以上の割増が必要となります。

割増賃金は、法律に基づいて支払われるものですから、入社時に「割増賃金は無い」という約束をしていますが、そのような約束は無効となります。本来、労働時間を正確に把握することは、会社（使用者）の義務ですので、労働者が法定労働時間を超える残業をしているのを知りながら放置することも違法となります。当然、割増賃金を支払う必要があります。

労働時間の計算は、原則「分」単位です。毎日、しっかりと労働時間の記録を付けることが大切です。  
※月末での残業時間の末端処理については、30分以内切り捨てとなります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録****お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.